

## 北播磨圏域における健康づくり推進方策

### I 重点的取組事項

#### 圏域の特徴・課題

##### 〈特徴〉

- (1) 当圏域における死因別死亡順位は、①悪性新生物、②心疾患、③脳血管疾患の順となっており、なかでも心疾患による死亡率は年々増加傾向にあります。
- (2) 市町国保の特定健康診査(40～74歳)の実施率については27.3%と、県平均(31.6%)及び他圏域に比べると低い状況にあります。
- (3) 適正体重を達成した児童の割合は92.3%と、ほぼ県平均並み(92.4%)であります。
- (4) 市町間の格差はありますが、むし歯のない3歳児の割合は81.9%と、県平均82.8%を下回っています。
- (5) 自殺死亡率(SMR)は、男性が115.1で県平均95.9を上回り、女性が96.2で県平均100.2を下回っています。

##### 〈課題〉

- (1) がん(悪性新生物)による死亡割合の減少及び心疾患・脳血管疾患患者を減少させるため、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)、動脈硬化性疾患の知識などの健康教育、禁煙・節酒・適正体重・運動、食生活を中心とした生活習慣改善に取り組む必要があります。
- (2) 「高血圧」「たばこ」「耐糖能異常」「多量飲酒」「脂質異常症(高脂血症)」など循環器系疾患リスクを抑制するため、幼児期からの食育の継続と運動の習慣化が重要です。
- (3) むし歯予防及び正しい歯科保健行動のための普及啓発、定期的な歯科受診及び歯間清掃用具使用の習慣化のための意識啓発が必要です。
- (4) 住民一人ひとりが、こころの健康問題の重要性を認識し、こころの不調に気づき、適切に対処できるようにすることが大切です。
- (5) 異常の早期発見・早期治療につなぐための特定健診受診率の向上及び特定保健指導の実施、医療機関への早期受診、生活習慣改善に向けた継続した保健指導を充実させる必要があります。

## 取組事項

### (1) 特定健診受診率の向上並びに特定保健指導の実施促進

特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上を図り、事後指導において行動変容の動機づけとフォローを継続的に行うとともに、必要に応じて職域との連携を図ります。

### (2) メタボリックシンドロームなど生活習慣病の知識、歯科保健などの健康教育の推進

生活習慣病の多くは、不健全な生活の積み重ねによって引き起こされるものですが、これは日常生活の中での適度な運動、バランスのとれた食生活、禁煙などの実践で予防することができるものです。そのため、生活習慣のあり方について、「健康づくりのための身体活動基準2013」「食事バランスガイド」等を活用して普及啓発を進め、意識の向上及び実践の定着を図ります。

また、充実した食生活や楽しい会話など豊かな人生を送るためには、歯と口腔<sup>くわう</sup>の健康は大切です。生涯自分の歯で食事ができるよう、歯と口腔<sup>くわう</sup>の健康づくり、むし歯・歯周疾患予防、口腔機能<sup>くわう</sup>の維持のための正しい知識の普及啓発、歯科健診の勧奨を行います。

### (3) 条例を踏まえた受動喫煙防止の取組、たばこ対策の強化

健康で快適な生活の維持を図ることを目的として、たばこの副流煙に有害物質が多く含まれ、たばこを吸わない周囲の人の健康に悪影響を与えることを啓発していきます。また、飲食店、宿泊施設の管理者にはその趣旨の理解の促進など、受動喫煙防止等に関する条例施行に向けた普及啓発及び受動喫煙防止の取組を推進し、さらに、小・中学校における防煙教育なども行っていきます。

### (4) 自殺対策の推進

こころの健康づくり、自殺、こころの病についての正しい知識の普及啓発、危険に気づいた時の対応方法等についての理解の促進などを行っていきます。

## Ⅱ 基本項目

### 健康寿命の延伸

#### 現 状

- ・市町国保の特定健康診査(40～74 歳)の実施率は 27.3%と、県平均の 31.6%や他圏域に比べると低くなっています。
- ・喫煙が及ぼす健康影響について十分に知っている割合は、肺がん、脳卒中、心臓病等については、県平均より低い状況です。
- ・習慣的な喫煙者の割合は、20 歳以上の男性では 29.1%と県平均の 25.8%より高く、20 歳以上の女性においては 2.9%、県平均 5.8%となっています。

#### 課 題

- ・がん（悪性新生物）による死亡割合の減少及び心疾患・脳血管疾患患者を減少させるため、メタボリックシンドロームの知識などの健康教育、禁煙をはじめ、節酒や断酒・適正体重・身体活動や運動習慣、食生活を中心とした生活習慣改善に取り組む必要があります。
- ・未成年者への防煙対策、受動喫煙防止対策の推進を図り、将来的にも喫煙しないライフスキルの育成を支援する必要があります。

#### 推進方策

##### 【目標】

- ・県の目標に準じる

健康的な生活習慣を確立することにより、疾病の発症予防が可能となる「一次予防」を重視し、以下に記述のある分野別計画に基づき、健康づくりを積極的に進めていきます。

### Ⅲ 分野別計画

#### 1 生活習慣病等予防の健康づくり

生活習慣病は、栄養バランスの偏った食生活、運動不足、過度の飲酒、喫煙ストレスなどが深く関わって起こる病気の総称で、主なものとして、がん、脳卒中、心臓病、糖尿病、高血圧症、脂質異常症があります。最近では、小さな子どもにも生活習慣病が見られます。いろいろな原因がありますが、その原因を知り、その生活習慣を改善することが予防となります。生活習慣病予防で大切なことは、まず普段から健康的な生活を心がけること、定期健診などで早期発見し早期治療を行うことです。

#### 現 状

- ・メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)を認知している人の割合は66.9%と、県平均77.7%を下回っています。
- ・運動習慣のある人は、男性28.7%、女性26.1%と男女とも若干県平均(男24.0%、女24.0%)を上回っています。
- ・野菜の摂取量は226.3gで、目標350g、県平均243.4gを下回っています。
- ・市町国保の特定健診(40～74歳)の実施率は27.3%と、県平均(31.6%)や他圏域に比べると低くなっています。

#### 課 題

- ・運動習慣者を増加させるための情報提供や啓発活動が必要です。
- ・活発な身体活動に取り組みやすい環境整備の推進が必要です。
- ・健康的な食生活を実践するための食育や、健康に影響を与えない飲酒教育の推進が必要です。
- ・特定健診実施率の向上及び特定保健指導の実施、医療機関への早期受診の勧奨、生活習慣改善に向けた継続した保健指導に取り組む必要があります。

#### (1) 社会環境の整備

##### 現 状

##### ○食の健康協力店舗数の推移

「ひょうご“食の健康”運動」に賛同し、塩分控えめのメニューの提供や栄養表示などを行う食の健康協力店舗数は年々増加傾向にあり、当圏域では、平成23年度末で287店舗となっています。

[食の健康協力店舗数(平成24年3月末)]

市町別	登録店舗数
西脇市	42
三木市	72
小野市	37
加西市	35
加東市	73
多可町	28

資料：「加東健康福祉事務所調べ」

### ○健康に関する学習への参加状況

地域の地区組織主体による健康に関する学習の実施状況は、北播磨圏域では1,850回/32,071人(平成23年度)となっています。

[平成23年度いずみ会活動実施状況累計(平成23年4月～平成24年3月末)]

	生活習慣病予防		母子の健康 貧血予防		高齢者の健康・ 食生活		合計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
加東健康福祉事務所管内いずみ会	837	8,164	350	10,385	663	13,522	1,850	32,071

資料：「加東健康福祉事務所調べ」

### 課題

- ・生活習慣改善に取り組みやすい環境整備が必要です。
- ・民間スポーツクラブ等と協働しながら活発な身体活動に取り組みやすい環境づくりを進める必要があります。

### 推進方策

#### 【主な推進施策】

##### ① 健康運動施設の確保と利用促進

ストレッチや歩行など手軽な運動を継続できる場所を確保します。

#### 【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・地域の健康運動施設の活動参加や自主的な身体活動の実践
関係団体等	・地域の健康運動施設の活動参加や自主的な活動の推進
事業者	・地域の健康運動施設の活動参加や自主的な活動の支援
市町	・公的施設を市民が安全に利用できるように環境の整備

## ② 健康のための運動実践の推進

地域スポーツ実践者の協力を得て、市町（保健・教育）、民間スポーツクラブなど地域での健康運動の実践を推進します。

### 【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・ スポーツクラブ 21 や自主グループで健康づくりの実践
関係団体等	〈健康ひょうご 21 県民運動推進員、健康運動実践指導者等〉 ・ 老人会、自治会などとレクリエーションを兼ねた活動の展開
事業者	・ 健康運動の実践に向けての環境整備
市町	・ 住民対象の教室等の開催、関係団体との連携 ・ 健康運動を実践している団体の支援
健康福祉事務所	・ 健康運動実践指導者、健康運動指導者の研修会への情報提供

## ③ 健全な食生活の実践の推進

望ましい食生活や食品の安全性に関する知識の習得や、食を通じた豊かな人間形成を目指します。

また、近年多様化する食の問題に対応していくために、食の健康協力店への登録、食育に携わる人材の育成等の取組を推進するとともに、ボランティア、農林漁業、学校教育、栄養・保健、食・健康関連企業、食品産業、行政関係者等が共通認識を持って、地域における健全な食生活の実践を推進します。

### 【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・ 講習会や食育イベント等への参加による、望ましい食生活や食品の安全性に関する知識の習得 ・ 食の健康協力店の利用
関係団体等	・ 講習会や食育イベント等実践事業の実施 ・ 指導人材の確保
事業者	・ 地域における食育活動を推進するための施策等への協力 ・ 食の健康協力店への登録
市町	・ 各種媒体を通じた情報提供 ・ 食育の推進を図るための関係団体・機関等との連携の推進 ・ 講習会や食育イベント等実践事業の実施 ・ 指導人材の養成、派遣
健康福祉事務所	・ 各種媒体を通じた情報提供 ・ 食育の推進を図るための関係団体・機関等との連携の推進 ・ 講習会や食育イベント等実践事業の支援・実施 ・ 指導人材の養成、派遣 ・ 食の健康協力店の登録勧奨

## (2) 妊産婦期

### 現 状

平成 22 年度における低出生体重児の出生率は、当圏域は 9.3%で、県平均 (9.6%) と同程度です。また、妊婦・乳幼児のいる場での喫煙者は、17.9%となっています。低体重児の要因は、妊娠中の喫煙、多胎児の増加、妊娠中の過度のエネルギー制限等が考えられ、生活習慣の改善、妊娠中の健康管理が必要です。

### 課 題

喫煙・飲酒による母胎及び胎児への影響を理解し、習慣・環境の改善を行うとともに、妊婦健診等の受診率向上を図り、母子保健事業により、適切な支援を行うことが必要です。

### 推進方策

#### 【目標】

- ・妊娠全期間を通じて適正体重を維持します。
- ・妊婦健診を妊娠全期にわたって 14 回以上受診し、妊娠期を安全に過ごします。

項目	現状値	目標値 (平成 29 年度)
妊婦・乳幼児のいる場での喫煙者の減少	全県 17.9% (平成 20 年度兵庫県受動喫煙防止対策実施状況調査)	0%
妊婦への喫煙に関する指導を 実践している市町数の増加	6 市町 (平成 24 年度兵庫県健康増進課調べ)	6 市町
妊産婦への飲酒に関する指導 を実践している市町数	6 市町 (平成 24 年度兵庫県健康増進課調べ)	6 市町

#### 【主な推進施策】

##### ① 妊娠・出産期の健康管理に関する正しい知識の普及啓発と支援

母親の健康保持増進を図るため、妊娠・分娩・育児についての正しい知識の普及啓発を行います。

#### 【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・ 早期の妊娠届出、妊婦健診の受診
関係団体等	〈医療機関〉 ・ 妊婦健診等の機会や各種媒体を活用した普及啓発
事業者	・ 妊娠・出産に配慮した職場環境の提供

市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子健康手帳の交付時や妊婦教室等における正しい知識の普及啓発</li> <li>・妊婦健診助成事業の実施</li> </ul>
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定不妊治療助成、相談事業の実施、専門職に対する研修</li> </ul>

## ② 妊娠期の喫煙・飲酒の害に関する普及啓発

地域や医療機関との連携により、妊娠期の喫煙・飲酒防止の健康教育等普及啓発を実施します。

### 【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠期の喫煙、飲酒の害に関する知識の習得</li> <li>・妊産婦の受動喫煙防止に関する配慮の実施</li> </ul>
関係団体等	〈医療機関等〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠期の喫煙、飲酒の害に関する普及啓発</li> </ul> 〈健康日本 21 県民運動推進員、愛育班、いずみ会〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊産婦の受動喫煙防止に関する配慮</li> <li>・妊娠期の喫煙、飲酒の害に関する普及啓発</li> </ul>
事業者	〈職域事業者、商工会、労働基準協会〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠期の喫煙、飲酒の害に関する普及啓発への協力</li> <li>・妊産婦の受動喫煙防止に関する配慮</li> </ul>
市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠期の喫煙、飲酒の害に関する普及啓発</li> <li>・母子保健事業参加者への健康教育の実施</li> </ul>
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受動喫煙防止の普及啓発</li> </ul>

## (3) 乳幼児期

### 現 状

- ・平成 23 年において、適正体重を維持している幼児（4～5 歳）は年々増加し、97.7%です。
- ・圏域の平成 22 年出生数 2,070 人に対し、乳児死亡は 6 人で、その死因は「先天奇形、変形及び染色体異常」が 2 人、「肺炎」「その他の周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害」「乳幼児突然死症候群」「その他の疾患」が各 1 人でした。
- ・乳幼児健診の平成 23 年度受診率は 95.5%、1 歳 6 か月・3 歳児健診の受診率は 100%であり、県平均より高くなっています。（平成 24 年度兵庫県健康増進課調べ）



## 課題

- ・乳幼児等の健やかな成長、発達、好ましい生活習慣の確立・定着が必要です。
- ・予防接種により抵抗力の向上を図ることが必要です。
- ・子どもの体力向上と事故防止対策の推進が必要です。

## 推進方策

### 【目標】

項目	現状値	目標値 (平成 29 年度)
適正体重を維持している人の割合の増加(幼児 4～5 歳)	全県 97.7%	98%以上

資料:平成 23 年度兵庫県「幼児・学童における身体状況調査」

### 【主な推進施策】

#### ① 乳幼児等の健やかな成長、発達、好ましい生活習慣の確立・定着

各種健診、相談など母子保健事業を適切に実施するとともに、健診受診の勧奨、食育の推進など乳幼児の生活習慣の確立、定着を図り、地域で健やかな成長を見守っていきます。

### 【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・ 定期の健診、相談等への参加 ・ 家庭の中で取り組める食育活動の実践
関係団体等	・ 地域での子育て見守り・支援 ・ 各種健診の受診の勧奨 ・ 食育に関する講習会やイベント等の実施
事業者	・ 食育の推進体制の整備への協力
市町	・ 健診、相談業務の実施 ・ 各関係課との連携による地域での子育て支援を実施 ・ 食育の推進体制の整備 ・ 地産地消の推進 ・ 保育所、幼稚園による食育推進の支援
健康福祉事務所	・ 関係団体、事業者、市町等が実施する食育活動への支援

## ② 定期予防接種の実施

医師会等との緊密な連携により予防可能な病気の予防接種を適切に実施するとともに、予防接種に関する正しい知識の普及に努めていきます。

### 【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・ 予防接種の必要性の理解、受診
関係団体等	〈医療機関、教育機関〉 ・ 予防接種実施の受診勧奨 ・ 予防接種に関する正しい知識の普及
事業者	・ 予防接種に関する正しい知識の普及への協力
市町	・ 予防接種の実施・受診勧奨 ・ 予防接種に関する正しい知識の普及
健康福祉事務所	・ 予防接種実施の支援

## ③ 事故防止対策の推進

乳幼児死亡の大きな原因の一つとなっている事故防止対策について、医師会等と協働しながら普及啓発に努めます。

### 【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・ 事故防止対策の習得
関係団体等	〈医師会、学校等〉 ・ 事故防止対策に関する普及啓発 〈医療機関〉 ・ 地域で生じた事故事例に関する情報提供
事業者	・ 事故防止対策に関する普及啓発への協力
市町	・ 母子保健事業を通じた事故防止に関する健康教育 ・ 家庭や乳幼児・児童を扱う施設の管理者に対する情報及び、学習機会の提供 ・ 地域で生じた小児事故事例に関する医療機関等からの定期的な把握、原因分析及び関係者に対する情報提供
健康福祉事務所	・ 事故防止対策に関する普及啓発

#### (4) 学齢期

##### 現 状

- ・適正体重を達成した児童の割合は92.3%とほぼ県平均並み(92.4%)です。
- ・飲酒について、中学3年男子3.8%、女子4.2%、高校3年男子0.9%と、未成年での飲酒割合が高くなっています。

##### 課 題

- ・小児期からの健康的な生活習慣、食習慣を身につける必要があります。
- ・未成年者への防煙対策、受動喫煙防止対策の推進
- ・未成年者への飲酒防止対策

##### 推進方策

###### 【目標】

項 目	現状値	目標値 (平成29年度)
適正体重を維持している 人の割合の増加(6～11歳)	92.3% <small>(平成23年度兵庫県幼児、学童における身体状況調査)</small>	93%以上
未成年者の飲酒割合 中学3年 高校3年	男子3.8% 女子4.2% 男子0.9% 女子— <small>(平成23年度兵庫県中学生、高校生健康づくり実態調査)</small>	男子・女子0% 男子・女子0%
未成年者の喫煙をなくす 中学1年 高校3年	—	男子・女子0% 男子・女子0%

###### 【主な推進施策】

###### ① 食育活動の推進

食育推進計画(第2次)を基本とした食育活動を実施するとともに、関係機関等との連携を強化し、地域における食育を推進します。

###### 【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・食育に関する講習会やイベント等への参加 ・家庭の中で取り組める食育活動の実践
関係団体等	・食育に関する講習会やイベント等の実施 ・食育に関する情報の提供 ・学校と連携した食育の推進
事業者	・食育推進体制の整備への協力 ・食育に関する情報の提供

市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食育推進体制の整備</li> <li>・食育に関する講習会やイベント等の実施</li> <li>・食育に関する情報の提供</li> <li>・地産地消の推進</li> <li>・学校による食育推進への支援</li> </ul>
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係団体、事業者、市町等の実施する食育事業の推進</li> </ul>

## ② 青少年への防煙教育の強化

小学校、中学校、高校において、児童や生徒に、たばこへの正しい理解を深め、防煙教育を行います。

### 【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年の防煙や受動喫煙防止を推進</li> </ul>
関係団体等	〈健康ひょうご21 県民運動推進員、愛育班、いずみ会〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年の防煙や受動喫煙防止を実施</li> <li>・受動喫煙防止に関する条例の知識の習得</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受動喫煙防止措置の実施</li> <li>・青少年の防煙や受動喫煙の防止を実施</li> </ul>
市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校・中学校による防煙教育の実施</li> </ul>
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町及び小学校・中学校との連携による防煙教育の実施</li> <li>・青少年の防煙及び受動喫煙防止の啓発</li> </ul>

## ③ 未成年者への飲酒防止等を含めた健康習慣の獲得

家庭、地域、学校、医療機関との連携を強化し、健康的な生活習慣を身につけることができるように支援を行います。

### 【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未成年者への飲酒防止対策等子どもの健全な育成をめざした地域づくりの実践</li> </ul>
関係団体等	〈健康ひょうご21 県民運動推進員、愛育班、いずみ会〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・未成年者への飲酒防止対策を推進する等健康的な生活習慣を獲得できる地域づくりを行うための活動を実施</li> </ul>
市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健事業参加者への健康教育の実施</li> <li>・健康的な生活習慣を獲得できるよう健康教育の実施</li> </ul>

## (5) 成人期

### 現 状

- ・市町国保の特定健康診査(40~74歳)の実施率は27.3%と、県平均の31.6%や他圏域に比べると低くなっています。
- ・メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)を認知している人の割合は66.9%と、県平均の77.7%を下回っています。
- ・がん検診受診率は、対象の50%以下となっています。
- ・喫煙が及ぼす健康影響について十分に知っている割合は、肺がん、脳卒中、心臓病等についての知識は県平均より低い状況です。
- ・習慣的な喫煙者の割合は、20歳以上男性では29.1%と県平均25.8%より高く、20歳以上女性においても2.9%となっています。

### 課 題

- ・運動習慣者を増加させるための情報提供や啓発活動が必要です。
- ・30歳代男性の外出割合が高いため、望ましい食事の選び方に関する意識啓発、環境整備が必要です。
- ・喫煙による健康被害に関する知識の普及は進んでいますが、女性喫煙者は増加しています。
- ・健康に影響のない飲酒の啓発を進め、多量飲酒者の割合を減少させる必要があります。
- ・地域、学校、職域等において、健康的な生活習慣形成・生活習慣の改善教育を充実させることが重要です。とくに壮年期のがん罹患率を減少させるために、喫煙や食生活などの生活習慣の改善に取り組む必要があります。
- ・疾病の早期発見のための健診実施率の向上、受診勧奨及び対象に応じた継続的な生活改善・保健指導の充実が必要です。
- ・がんに対する関心を高め、検診による早期発見、早期治療を徹底する必要があります。

## 推進方策

### 【目標】

項目	現状値	目標値 (平成 29 年度)
特定健診の実施率 特定保健指導の実施率	27.3% 13.3% (平成 23 年度市町国保法定報告)	70% 60%
がん検診受診者の割合(市町がん検診)	胃がん 11.5% 肺がん 23.9% 子宮がん 23.4% 大腸がん 18.3% 乳がん 24.4% (平成 22 年度兵庫県地域保健健康増進事業報告)	—
節度ある適切な飲酒知識の認知割合	男性 60.2% 女性 61.2% (平成 23 年度兵庫県健康づくり実態調査)	80%
生活習慣病のリスクを高める飲酒者の割合	男性 13.6% 女性 3.6% (平成 23 年度兵庫県健康づくり実態調査)	男性 10% 女性 3%
メタボリックシンドロームの割合の減少(40~74 歳)	予備群 11.3% 該当者 15.1% (平成 23 年度市町国保法定報告)	9% 12%
適正体重を維持している人の割合(15 歳以上)	男性 71.9% 女性 71.2% (平成 20 年度兵庫県健康食生活実態調査)	男性 74% 女性 77%
外食や食品を購入するときに栄養成分表示を参考にする人の増加(15 歳以上)	男性 21.8% 女性 51.0% (平成 20 年度兵庫県健康食生活実態調査)	男性 26%以上 女性 61%以上
野菜の 1 日当たり平均摂取量の増加(15 歳以上)	226.3 g (平成 20 年度兵庫県健康食生活実態調査)	350 g 以上
喫煙の健康影響知識の認知割合	肺がん 83.5% 喘息 69.0% 気管支炎 66.1% 心臓病 45.4% 脳卒中 47.1% 胃潰瘍 32.2% 歯周病 35.1% (平成 23 年度兵庫県健康づくり実態調査)	肺がん 90% 喘息・気管支炎 80% 心臓病・脳卒中 60% 胃潰瘍・歯周病 50%
習慣的な喫煙者の割合	20 歳以上男性 29.1% 20 歳以上女性 2.9% (平成 23 年度兵庫県健康づくり実態調査)	20 歳以上男性 19% 20 歳以上女性 2%

## 【主な推進施策】

### ① 受動喫煙防止条例を踏まえての喫煙の健康影響の普及啓発

健康を阻害する病気の中で、予防可能な最大・単一の原因である喫煙からの脱却を目指すため、啓発活動を行います。

#### 【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受動喫煙の健康被害の配慮や防止の実施</li> <li>・受動喫煙防止に関する条例の知識の習得</li> </ul>
関係団体等	〈健康ひょうご21 県民運動推進員、愛育班、いずみ会〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・受動喫煙の健康被害の配慮や防止、受動喫煙防止に関する条例の知識の普及啓発</li> </ul>
事業者	〈商工会、労働基準協会、事業主〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共的空間を有する施設が条例の規制内容に基づき、受動喫煙の防止に努め、施設の区分に応じた措置の実施</li> <li>・従業員の職場環境の整備</li> <li>・施設従業員への喫煙の健康影響の教育及び禁煙についての受診配慮等の実施</li> </ul>
市町	〈住民〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的施設について規制内容に応じた適切な措置を実施</li> <li>・受動喫煙の防止、条例の周知の協力</li> </ul> 〈事業者〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・受動喫煙防止措置を講じるよう情報提供の実施</li> </ul>
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町・関係機関と連携し、条例の周知</li> <li>・県民対象・職域団体等の研修会にて、受動喫煙の防止、条例の周知</li> <li>・県民対象・職域団体等の研修会にて、喫煙の健康影響の教育及び禁煙相談について医療機関へ情報提供</li> <li>・事業者等を対象に、受動喫煙防止措置を講じるよう情報提供の実施</li> </ul>

### ② 疾病予防の意識啓発及び健診体制の整備

健診を受けやすい条件整備・保健指導の実施等疾患予防のための体制整備を行います。

#### 【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健診受診及び生活習慣病の予防、健康増進の実践</li> </ul>
関係団体等	〈健康ひょうご21 県民運動推進員、愛育班、いずみ会〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・健診及び事後指導受診声かけの実施</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労基法、医療保険者等による健診実施、保健指導の実施</li> <li>・健診を受けやすい条件整備・保健指導の充実等予防の体制整備の実施</li> </ul>
市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の意向を反映した健診体制の整備</li> <li>・地域住民への健診受診及び健康増進への普及啓発の実施</li> </ul>
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症法等による健診実施の普及啓発</li> </ul>

### ③ がん検診の普及啓発と実践の促進、事後指導の徹底

がん予防のための望ましい生活習慣及びがん検診の普及啓発を図ります。

#### 【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・がん検診の受診、禁煙やがん予防につながる生活習慣等の実践
関係団体等	〈健康ひょうご21 県民運動推進員、愛育班、いずみ会〉 ・がん予防につながる生活習慣等の実践についての普及啓発
事業者	・健診を受けやすい条件整備・保健指導の実施体制の整備
市町	・地域住民の意向を反映した健診体制の改善、保険加入者への受診勧奨 ・地域住民への健診受診及び健康増進への普及啓発の実施
健康福祉事務所	・医療保険者と協働による受診勧奨 ・地域住民への健診受診及び健康増進への普及啓発の実施

### ④ 健全な食生活の実践

特に若い世代について、子育て世代の食育力を強化し、望ましい食生活の実践力を身につける取組を促進していきます。

#### 【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・食育に関する講習会やイベント等への参加 ・食生活改善や食育活動の実践
関係団体等	・食育に関する講習会やイベント等の実施 ・食生活改善に関する情報の提供
事業者	・食育推進体制の整備への協力 ・食生活改善に関する情報の提供
市町	・食育推進体制の整備 ・講習会やイベント等の実施 ・食生活改善に関する情報の提供
健康福祉事務所	・関係団体、事業者、市町等が実施する食生活改善、食育活動への支援



## (6) 高齢期

### 現 状

自立している高齢者数の割合は、82.7%と、県平均の81.8%より上回っています。  
(平成22年度介護予防事業の実施状況に関する調査)

### 課 題

- ・加齢に伴う身体機能の変化に対応して自立した生活が送れるよう、健康増進や介護予防に取り組む必要があります。
- ・がん罹患率を減少させるために、喫煙や食生活などの生活習慣の改善に取り組む必要があります。
- ・疾病の早期発見のための健診受診勧奨及び対象に応じた生活習慣改善・保健指導が必要です。

### 推進方策

#### 【主な推進施策】

##### 地域あげての生活習慣病の予防、健康増進の普及啓発及び実践への取組

生活習慣病の予防、健康増進及び介護予防の啓発を行うとともに、地域全体で、その実践に取り組みます。

#### 【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・生活習慣病の予防、健康増進及び介護予防の実践
関係団体等	〈健康ひょうご21 県民運動推進員、愛育班、いずみ会〉 ・生活習慣病の予防、健康増進及び介護予防の推進
事業者	〈介護保険支援事業所〉 ・利用者の介護予防や要介護状態の悪化防止 ・公共的空間を有する施設が受動喫煙防止条例の規約内容に基づき、施設利用者の受動喫煙の防止に努め、施設の区分に応じた措置
市町	・高齢者への喫煙・飲酒防止及び生活習慣病予防、特定健診・保健指導受診の推進 ・高齢者の健康増進及び介護予防や要介護状態悪化予防事業の推進 ・高齢者の健康状況や体調に応じた食生活等に関する事業の実施
健康福祉事務所	・受動喫煙防止対策の普及啓発及び推進